

5月～新規入所（園）用

## 保育所（園）・認定こども園 入所（園）申請にあたっての確認同意書

※ 各事項について確認欄にチェックの上、署名をお願いします。		確認欄
1	認定（現況）申請書兼施設利用申請書の内容や添付書類（証明書等）に虚偽があった場合は、教育・保育給付認定及び入所（園）承諾を取り消す場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	求職活動による入所（園）の場合の入所（園）期間は、入所（園）日から1か月間です。	<input type="checkbox"/>
3	妊娠・出産による入所（園）の場合の入所（園）期間は、出産予定日の2か月前の日が属する月の初日から出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。	<input type="checkbox"/>
4	教育・保育給付認定期間及び入所（園）期間は、支給認定証及び施設利用承諾通知書の通りです。 なお、翌年4月以降も入所（園）を希望される場合は <u>毎年現況届（申請書）</u> の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>
5	育児休業期間中に入所（園）申請された場合、 <u>入所（園）日時点で復職（育児休業取得前の職場に復帰すること）している</u> 必要があります（慣らし保育の期間は除く）。また、復職した日から1か月以内に復職証明書を提出してください（復職する予定がない場合、入所（園）申請はできません）。	<input type="checkbox"/>
6	就労内定で入所（園）申請された方は、「就労証明書」記載の勤務先及び就労条件で就労することが必要です。就労開始した日から1か月以内に改めて「就労証明書」を提出してください。提出がない場合、または申請時に提出いただいた「就労証明書」記載の就労条件で就労していない場合は、退所（園）となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
7	「就労」で認定された方であっても、入所（園）後 <u>1度も就労せずに</u> 産前産後休暇に入られた場合、出産予定日の2か月前の日が属する月の初日から出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用となります。 <u>産後休暇後、育児休業を取得する場合を含め、継続利用はできません。</u>	<input type="checkbox"/>
8	【新規利用申請の場合】決定（内定）した保育所（園）・こども園を辞退する場合は、入所（園）月の前月の末日までに「保育所・認定こども園（保育所部）内定辞退届」を提出してください。提出がない場合、保育料（0～2歳児）が発生します。また、内定を辞退した場合、同一年度中は内定を辞退した施設を再度希望できません。	<input type="checkbox"/>
	【利用施設変更（転園）申請の場合】原則として決定（内定）した保育所（園）・こども園の辞退はできません。また、決定（内定）した保育所（園）こども園を利用しない場合でも、現在利用中の保育所（園）・こども園を継続することはできません（退園となります）。	<input type="checkbox"/>
9	<u>保護者の家庭状況、就労状況等が変更になった場合は、変更が生じた日から1か月以内に「教育・保育給付認定変更申請書」等を提出してください。</u> <u>提出がない時は判明した時点で退所（園）となります。</u>	<input type="checkbox"/>
10	世帯員（利用児童とその保護者）の一部又は全員が海南市から他市町村へ転出した時は退所（園）となります（遠方の単身赴任等の場合を除きます）。	<input type="checkbox"/>
11	給食等の食事の制限については、医師の診断がある場合（所定の様式あり）のみ対応しています。 アレルギーについては除去食（一部代替食）の対応となります（制限の範囲によっては、弁当をご持参いただく場合もあります）。	<input type="checkbox"/>

裏面に続きます。必ずご確認ください。（署名欄もあります。）➡➡➡

12	育児休業期間中（継続利用の場合に限る）や求職活動中、内職、疾病・障害、介護要件の方の保育時間は、原則として平日の午前8時30分から午後4時30分までとなります。	<input type="checkbox"/>
13	決められた時間までに必ずお迎えに来てください。どうしても間に合わない方は、ファミリーサポートセンターなどを利用し、対処してください。原則として利用時間外の利用は認められません。	<input type="checkbox"/>
14	保育標準時間認定を受けられた方であっても、就労のない日の利用時間は午前8時30分から午後4時30分までとなります。 <u>土曜日についても、就労のない日は家庭保育にご協力をお願いします。</u>	<input type="checkbox"/>
15	利用曜日・利用時間については、添付書類（就労証明書等）をもとに決定します。希望する曜日・時間で決定されない場合があります。また、延長保育を希望される場合は別途申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
16	市内の保育所・こども園（保育所部）と幼稚園・こども園（幼稚園部）の併願申請はできません。併願申請している事実が判明した場合、 <u>申請が全て無効</u> となります。	<input type="checkbox"/>
17	希望された施設に入れない場合は、入所（園）ができない旨の通知（保留通知書）を交付いたします。入所（園）申請を取り下げられない限り、保留の有効期限までは引き続き利用調整を行います（入所（園）可能となった場合のみ連絡いたします）。	<input type="checkbox"/>
18	1度入所（園）し、途中で他の施設に転園を希望される場合は、改めて入所（園）申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
19	申請書、保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）等に記載された内容は、児童福祉法第24条の保育の実施のために必要と認められる場合に、市から保育所（園）・認定こども園（施設）・施設事業者に提供する場合があります。	<input type="checkbox"/>
20	<u>一度提出された書類に関しては返却いたしません。</u> <u>申請書類の写しが必要な場合は、必ず申請前にご自身でコピーを取るようお願いいたします。</u>	<input type="checkbox"/>

《お子様が0～2歳児（4月1日時点で0～2歳）の場合は、次の21から26についてもご確認ください。》

21	保育料（利用者負担額）は保護者（原則として父母）の市町村民税課税額（調整控除を除き、住宅借入金等特別控除等の各種税額控除の適用はありません）をもとに決定します。ただし、保護者の収入が一定額に達していない場合、同居の祖父母等の市町村民税課税額をもとに決定する場合があります。	<input type="checkbox"/>
22	保育料は9月に切り替えが行われ、金額が変更（増額・減額）になることがあります（4月から8月分は前年度分、9月から3月分は当該年度分の市町村民税課税額で決定します）。	<input type="checkbox"/>
23	保育料決定のため、税の申告をされていない方は、所得税または市町村民税の申告が必要です。申告をされない場合、最高階層の保育料（上限53,000円）で決定する場合があります。	<input type="checkbox"/>
24	保育料は毎月お支払ください。翌月の15日が支払期日となっています。 (私立こども園に入園の場合、園で決められた支払期日までにお支払ください。)	<input type="checkbox"/>
25	保育料を滞納された方は、児童福祉法第56条第6項の規定に基づき、財産調査及び強制徴収させていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
26	保育料の減免は、原則として減免申請のあった月の翌月からとなります。	<input type="checkbox"/>

保育所（園）・認定こども園 入所（園）申請にあたり、各事項について確認の上、同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

（ご本人がそれぞれ署名してください。）